○厚生労働省告示第二百九十四号

示第九号)の全部を次のように改正する。 項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成三十年厚生労働省告 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第

令和七年十一月十日

とは非常にまれであることから、 全ての人に感染する可能性がある。また、その他の感染経路として、HIVが混入した血液を介した 路は性器、口腔等による性的な接触(以下「性的接触」という。)による感染であり、 が合併した状態をいう。HIVは血液、精液、 ficiency Virus。以下「HIV」という。)の感染により免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍等 予防することが可能である。 にまれとなっている。そのため、 後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)は、ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunode 母子感染等があるが、現在では輸血用血液の安全性向上対策や母子感染対策の普及により非常 最新の正しい知識とそれに基づく一人一人の注意深い行動により、 通常、HIVは日常生活において性的接触以外で他者に感染するこ 膣分泌液、母乳等に存在する。HIVの主要な感染経 厚生労働大臣 性的接触を行う 上野賢一郎

が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続することで、新規感染を抑えら 染することはない(Undetectable=Untransmittable。以下「U=U」という。)。これは、一人一人 可能性の増大という新たな対応すべき課題が発生しているため、長期療養の環境整備等が必要となっ 常者と同等の生活を送ることが可能となっている。一方、療養の長期化、高齢化に伴う合併症発症の U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、 れることを意味する。したがって、コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、 ことが重要である。加えて、HIV感染症に対する曝露前予防(Pre-exposure prophylaxis。以下「P rEP」という。)等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることも重要である。 さらに、治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感 抗HIV療法の進歩により、 「感染者」という。) 及びエイズ患者 HIVに感染している者であってエイズを発症していない状態 以 下 「患者」という。)の予後は改善しており、 感染予防及び感染拡大の抑制を図る 健

等の報告数は二○一三年をピークに減少傾向にあるが、エイズを発症した状態でHIVの感染が判明 者に対して情報を公表している調査(以下「エイズ発生動向調査」という。)によれば、 及び特別区をいう。以下同じ。)が感染者等に関する情報を収集及び分析し、 した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、 う。以下同じ。)・エイズの発生動向については、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市 に向けた更なる施策が必要である 日本におけるHIV感染症(HIVに感染している状態であってエイズを発症していないものをい HIVの感染の早期診断 国民や医師等の医療関係

という。)は、HIV感染症・エイズに対して脆弱である人々として、男性間で性的接触を行う者 の研究の継続が重要である。 ン)と呼んでいる。国内においても、こうした人々におけるHIV感染症に係る実態を把握するため により薬物を使用することがある者等を挙げており、エイズ施策の鍵となる人々(キーポピュレーショ (Men who have sex with men。以下「MSM」という。)、セックスワーカー、医療目的以外で注射 国連合同エイズ計画(Joint United Nations Programme on HIV/AIDS。以下「UNAIDS」

等は、MSMが感染者等の大半を占めており、特に重点的な配慮が必要である。 V施策の実施において特別な配慮を必要とする個別施策層として位置付けている。日本の新規感染者 我が国では、 MSM、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物を使用することがある者をHI

性に関する重要な事柄の一つとして、HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓発を意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にあることから、心身の健康を育むための教育等の中で、 差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得るため、偏見・差別の撤廃へ向けた努力が必要である。 福祉サービスを受けることが確保されなければならない。また、感染者等や個別施策層に対する偏見・ 行うことが特に重要である。 の理解を深め、偏見・差別の撤廃につなげること、自らの健康の問題として意識し行動を変えていく 社会に対してHIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識を普及することで、国民が感染者等へ こと(以下「行動変容」という。)が重要である。また、青少年に対しては、性に関する適切な自己の 感染者等の基本的人権として、医療や福祉の現場においては、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・

ing with HIV。以下「GIPA」という。)も重要である。 さらに、感染者等がエイズ施策に主体的に関与していくこと(Greater involvement of people liv-

態でHIVの感染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めているたケードに関する数値を適切に把握するよう努める。特に我が国においては、現在エイズを発症した状ケード う目標(以下「95-95-95目標」という。)の将来的な達成を目指す。そのため、国内におけるケアカス 我が国においても具体的な目標を設定する必要がある。その端緒として、二〇三〇年までのHIV流 め、その改善に向けて、各種施策に取り組む。 行終息に向けたUNAIDSの国際的な目標を受けて、第一に感染者等が検査によりその感染を自覚 一連のプロセス(以下「ケアカスケード」という。)において、いずれも九十五%以上を達成するといし、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染しない状態にまでウイルス量を低下させるという UNAIDSにて掲げている「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、

を変更していくものである。 国、地方公共団体、医療関係者並びに患者団体を含む非営利組織及び非政府組織(以下「NGO等」本指針は、このような認識の下に、HIV感染症・エイズに対する予防の総合的な推進を図るため という。)が連携して取り組んでいくべき課題について、エイズ施策の方向性を示すことを目的とする。 なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これ

月曜日

(注) キーポピュレーションについては、UNAIDSが「Statement of the Joint UN Programme on HIV/AIDS (UNAIDS) Interagency Working Group on Key Populations」を発表している。

基本的考え方

令和 **7** 年 **1 1** 月 **1 O** 日

る個別施策層に対する偏見・差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得る。 様々な性質、特徴、背景等に対して、周囲から否定的な捉え方をされてしまうこと等により生じ 正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在している。また、例えば個人がもつ感染者等に対しては、現在でも、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく

するための十分な教育・啓発を行うことが必要である。HIV感染症・エイズに関する最新の正ないよう、医療機関、社会福祉施設、教育現場及び職場における偏見・差別の発生を未然に防止国及び都道府県等は、感染者等が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることが しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、 検査及び医療へのアクセスの改善に寄与することについても認識することが重要であい習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、感染者等の

偏見・差別の撤廃への努力

このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関係省庁や地方公共団体との連携を強化し、 に関する情報を提供することが必要である。 症・エイズへの理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、 が重要であり、NGO等と連携し、医療現場、学校、企業や地域社会等に対して広くHIV感染 するためには、医療現場、学校、職場及び地域における偏見・差別の発生を未然に防止すること とが重要である。特に、感染者等が安心して治療を継続しながら生活を送ることができるように する偏見・差別の撤廃のため、具体的な資料を活用しつつ最新の正しい知識の普及啓発を行うこ 教育・啓発に関する基本計画(第二次)を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、感染者等に対 良好である感染者等については、その処遇において他の健康な者と同様に扱うことが重要である。 関する最新の正しい知識の啓発や感染者等に対する理解を深めることになる。特に、健康状態が 者等の個人の人権の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体におけるHIV感染症・エイズに 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十七号)第七条に基づく人権 感染者等の就学・就労や地域での社会活動等をはじめとする社会参加を促進することは、感染 事例研究や相談窓口等

基本的考え方

第二

の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医 機管理研究機構、研究班(厚生労働科学研究費補助金等に関係する研究班をいう。以下同じ。)及 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、国立健康

エイズ発生動向調査の強化

調査を補完することが必要である。 ともに、感染者等に関する疫学調査・研究等の関連情報を収集することにより、 発生届の提出を促進する。なお、エイズ発生動向調査の分析に当たっては、地域差を考慮すると き強化すべきである。また、迅速な発生動向の把握の観点から、医師からの電磁的な方法による 関する報告である任意報告についても、関係者に必要性を周知徹底し、その情報の分析を引き続 ズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、死亡原因を含む病状に変化を生じた事項に 国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくエイ エイズ発生動向

国際的な発生動向の把握 また、ケアカスケードの評価に資する国内の疫学調査・研究等を継続的に実施する必要がある。

外国人が訪日し、また日本国内に居住するようになった状況に鑑み、国は、研究班やNGO等と 協力し、海外におけるHIV感染症・エイズの発生動向を把握し、 が重要である。 国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期間又は短期間滞在しているとともに、多くの 日本への影響を評価すること

エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供

第三 様な媒体を通じて、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。 国及び都道府県等は、 収集されたエイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、 多

発生の予防及びまん延の防止

基本的考え方

や利用者の実情に即した検査・相談体制の充実、 連携させた施策、②コンドームの適切な使用を含めた正しい感染予防の知識の普及啓発、③地域 防指針(平成十二年厚生省告示第十五号)に基づき行われる施策とHIV感染症・エイズ対策を HIV感染症・エイズとの関係が緊密であること等を踏まえ、①性感染症に関する特定感染症予 国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であること、性感染症のり患と ④HIV感染症の早期診断及び早期治療の適切

府県等は、保健所をこれらの対策の中核と位置付けるとともに、所管地域における医療機関等かていくことが、HIV感染症・エイズの発生の予防及びまん延の防止のために重要である。都道は通常ないこと及びU=Uについての普及啓発を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進め らの情報を基に発生動向を正確に把握し、施策に反映するよう努めることが重要である。 な実施によるエイズ発症の予防並びに⑤性的接触以外に日常生活において、他者に感染すること

要な情報等を周知することが重要である 正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必 普及啓発及び教育においては特に、HIV感染症・エイズに関する最新の科学的根拠に基づく

り入れることで、一人一人の行動がHIVに感染する危険性の低いもの又は無いものに変化する報及び知識を、分かりやすい内容で効果的な媒体により提供し、行動変容を促すような要素を取また、普及啓発及び教育は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて最新の正しい情 ことを促進する必要がある。

二 普及啓発及び教育 がら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必要がある。 態の観察が重要であり、国は、対象者が適切にPrEPを使用できるよう、関係機関と連携しな の薬事承認を受けたものの、定期的なHIV検査やその他の性感染症の検査等、 効果的に取り組み、 また、PrEPは、HIVの感染予防に有用な手段の一つであり、国内でも対象薬が予防投与、果的に取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。 そのためには、社会全体で、家庭、地域、学校、職場等へ向けた普及啓発及び教育についても 服薬者の健康状

教育機関等での普及啓発

普及啓発活動を支援するように努めることが重要である。 び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材の開発等により、 に対して、HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識を普及できるように、学校教育及 国及び都道府県等は、感染の危険にさらされている者のみならず、日本に在住する全ての人々 具体的な

育に積極的に協力する必要がある。 ァレコンセプションケアの取組も含め、 また、知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、 普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教

互の連携・協力が重要であるとともに、青少年を取り巻く環境、青少年自身の性的指向、ジェさらに、青少年に対する教育等を行う際には、学校、家庭、地域コミュニティ及び青少年相 に応じた教育等を行う必要がある。 ンダーアイデンティティ、性に対する考え方等には多様性があるため、それぞれの特性や状況

個別施策層に対する普及啓発

い対象者を把握すること等を通じて、 .対象者を把握すること等を通じて、対象者の実情に応じた取組を強化していくことが重要で国及び都道府県等は、個別施策層に対して、これまでの方法では普及啓発が行き届いていな

を使用することがある者といった個別施策層に対しても、普及啓発を促進することが必要であ効果的な普及啓発を継続する必要がある。また、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物 感染者等の大半を占めるMSMに向けた取組については、当事者及びNGO等と連携して、

医療従事者等に対する教育

十分でないこと等により、診療やサービスの提供等を拒否すること、消極的になること等につビスを提供することが可能である。HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得がである標準感染予防策により、全ての医療機関、介護施設等で、感染者等に対しての診療やサー いても偏見・差別にあたることを認識する必要がある 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者や介護従事者等は、普遍的な感染対策

うとともに、 「ACC」という。)は、 国立健康危機管理研究機構のエイズ治療・研究開発センター(AIDS Clinical Center。以下 国及び都道府県等は、 医療従事者等に対する最新の知見の普及に当たって、中心的役割を担 A C C 地方ブロック拠点病院、 中核拠点病院、 エイズ治

> 関する最新の正しい知識の普及啓発、教育を継続する必要がある。者等への対応が可能となるよう、医療従事者、介護従事者等に対するHIV感染症・エイズに 療拠点病院、関連学会、職能団体等との連携の下、全ての医療機関、介護施設等において感染

関係機関との連携の強化

口に外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実人権に配慮しつつ、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓 させることが重要である。 こども家庭庁と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、感染者等の 厚生労働省は、具体的な普及啓発に係る事業を展開していく上で、文部科学省、 法務省及び

三

保健所等における検査・相談体制

即した検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。国及び都道府県等は、保健所における無料の匿名による検査・相談をはじめ、監 地域の実情に

別施策層を含む国民に広く検査・相談の機会を提供することが重要である。 保健所等は、必要に応じてNGO等及び医療機関と連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、 維持するため、検査の利用機会の拡大に向けた取組を促進していくことが重要である。また、 に配慮した検査や迅速検査を実施することや、受検者のニーズに応じた検査・相談への対応を 保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性を考慮し、夜間・休日等の時間帯 個

各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することが重要である。国は、 府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引等を作成するとともに、 HIV感染症は性的接触により感染するおそれのある感染症であることから、感染経路を 道同

都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の情報の周知を図ることが重要である。 機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。

重要性を啓発する機会として積極的に対応することが重要である。 もに、その機会を提供するため、適切な相談及び医療機関への紹介により、 に確実につなげることが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、感染症予防 さらに、検査の結果、陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとと 医療機関への受診 0

相談を実施する等、相談体制の充実に向けた取組を強化することも重要である。 検査後においては、希望する者に対して、継続的な検査後の相談及び陽性者の支援のための

個別施策層に対する検査・相談体制

関及びNGO等と協力し、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努める等検査を受けや すくするための特段の配慮が重要である。 きめ細かく効果的な検査・相談体制を、医療機関及びNGO等と連携して構築する必要がある。 特に、都道府県等は、感染者等や個別施策層に属する者に対しては、必要に応じて、医療機 国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した

査・相談の機会の提供に支障が生じることがないよう、地域の実情を踏まえ、 GO等と協力し、通訳等の確保による多言語での対応を充実させることが必要である。 院策との連携強化について、あわせて検討することが重要である。また、医療目的以外で薬物を使用することがある者については、薬物乱用防止の取組等、また、医療目的以外で薬物を使用することがある者については、薬物乱用防止の取組等、 保健所等は、外国人が検査・相談を利用する場合でも、言語障壁、文化的障壁等により、 必要に応じてN

検

関

係施策との連携強化について、 検査の利便性の向上

法の可能性を検討していくことが重要である。 国は、検査の利用機会の拡大に資するため、 利便性をより高めるような新たな検査機会や手

等の検査精度の管理が適正に実施されること、検査に関する相談体制が確保されること、 相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討する。 る検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげることが重要である 保健所等は、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査に加えて、利便性の高い検査・ なお、実施には郵送検査 更

月曜日

第四

医療の提供

する包括的な体制を整えることが重要である。また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用し 機能分担による診療連携の充実を図り、一般の診療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供 対応するため、地域の実情に応じて、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の 国及び都道府県は、抗HIV療法の進歩による予後の改善に伴う感染者等の増加及び高齢化に 基本的考え方

医療機関でのHIV検査

良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるような基盤づくりを進めることが重要であ ながら、総合的な医療提供体制の整備を重点的かつ計画的に進めるとともに、感染者等が主体の

ある感染症へのり患が疑われる者に対して、 ジローマ、梅毒、淋菌感染症、 イズが疑われる者のみならず、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コン HIV検査が適切かつ積極的に実施されることも重要である。医療従事者は、HIV感染症・エ 総合的な医療体制の確保 HIVの感染の早期診断及び感染者等に対する早期治療の開始のためには、医療機関において、 B型肝炎、アメーバ赤痢等の性的接触によって感染する可能性の HIV検査の実施を積極的に検討する必要がある。

治療の早期導入と継続

の把握及び仕組みの検討を進め、 一次感染防止の観点からも重要である。治療の早期導入と継続につながるよう、国はその課題 早期に感染者等へ適切な医療を提供し継続することは、感染者等の予後を改善するとともに、 医療関係者等は感染者等の診療にあたるよう努める必要があ

2 地域での包括的な医療体制の確保

サービスとの連携等が必要であり、加えて、地域の医療機関における一般の診療の中でHIV 診療体制を構築するためには、専門的医療と地域における保健医療サービス及び介護・福祉地域の感染者等の数及び医療資源の状況に応じ、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的な 感染症の診療を提供することが重要である。 地域の感染者等の数及び医療資源の状況に応じ、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的

制度への理解を深める取組を推進し、医療機関や介護施設等での受入れを促進していくことがIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識や感染者等に適用できる医療費等に関する各種 国及び都道府県等は、 地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービス従事者に対して、 Н

重要である。 ビスとの連携を確保するための機能(以下「コーディネーション」という。)を拡充することが する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、各種保健医療サービス及び介護・福祉サー また、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院に、HIV感染症・エイズに関して知見を有

消極的になること等はあってはならず、感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切か るという理由だけで医療従事者や介護従事者等が診療、サービスの提供等を拒否することや、 療連携の充実を図ることが重要である。医療及び福祉の現場においては、HIVに感染してい 係団体や患者団体の協力の下、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及び地域の医療機関間の診 つ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。 都道府県等は、中核拠点病院の設置する連絡協議会等と連携し、医師会、歯科医師会等の関

令和 **7** 年 **11** 月 **10** 日

することが重要である。また、地域の医療従事者等が安心して診療にあたるために、HIV曝 機関との連携体制の構築を図ることにより、感染者等へ滞りなく歯科診療や透析医療等を提供 中核拠点病院は、地域の実情に応じ、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所及び透析医療 露時の対応マニュアルや曝露後予防薬の配置を整備することが引き続き重要である。 感染者等に対する歯科診療及び透析医療の確保について、地方ブロック拠点病院及び

感染者等が総合的な治療やケアを受ける上で、非常に重要である。応できる体制を整備することが重要である。なお、他の専門的な医療機関と連携することは、医療従事者とそれぞれの疾病に関係する診療科及び部門間の連携を強化し、医療機関全体で対 現場においては、合併症や併発症を有する患者等を治療するために、HIV治療を専門とする な治療やケアを受けることができるよう療養環境の整備を引き続き強化するべきである。医療診療を行っていくことが重要である。このことから、国及び都道府県等は、感染者等が総合的 症や肝炎等の併発症、療養の長期化や高齢化に伴い生じ得る他の疾病の管理を含め、 抗HIV療法の進歩に伴い、HIV感染者等の予後は改善したが、 結核、悪性腫瘍等の合併

内外の専門家及び専門施設と連携を図り、心理的な支援、 宀家及び専門施設と連携を図り、心理的な支援、服薬指導等を含めた包括的な診療体 医療従事者は、医療を提供するに当たり、チーム医療の重要性を認識し、医療機関

長期療養・在宅療養支援体制等の整備

ビス事業所等との相互の連携体制の構築を図ることが重要である。 及び中核拠点病院によるコーディネーションの下、各種拠点病院と地域の医療機関、 めることが重要である。都道府県等にあっては、地域の実情に応じて、地方ブロック拠点病院 的な症例に照らしつつ、感染者等の長期療養・在宅療養サービスの向上に配慮していくよう努に支える体制の整備を推進していくことも重要である。このため、国及び都道府県等は、具体 感染者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、長期療養・在宅療養の感染者等を積極的 師、医療ソーシャルワーカー等は介護サービスとの連携を確保することが重要である。また、 サービスと介護・福祉サービスとの連携等が重要になる中で、コーディネーションを担う看 感染者等の療養の長期化又は高齢化に伴う他の疾病の発症の可能性の増大に伴い、

用等についての情報の周知を進めることが重要である。談をいう。)等の研修の機会を拡大し、NGO等と連携した生活相談支援に加え、社会資源の活

医薬品の円滑な供給確保

用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。 の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された医薬品がいち早く国内においても使はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない医薬品の中で効果が期待される医薬品 とが重要である。そのため、国内において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保国は、感染者等が安心して医療を受けることができるよう、医薬品の円滑な供給を確保するこ 等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく承認を受けているがHIVの感染又

外国人に対する保健医療サービスの提供

可能性がある。このため、都道府県等は、外国人に対する保健医療サービスの提供に当たっては、外国人については、言語障壁、文化的障壁等があり、適切な保健医療サービスを受けていない また、国は、外国人の感染者等の発生動向について把握し、外国人への保健医療サービスの提供 の状況等について、調査することも重要である。 施するとともに、NGO等と協力し、通訳等の確保による多言語での対応の充実が必要である。 保健医療サービス及び情報の提供に支障が生じることがないよう、医療従事者に対する研修を実

十分な説明と同意に基づく医療の推進

供するに当たり、U=Uを含むHIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識や適切な服薬等 れている状況を社会的な背景も含めて深く理解した上で、良質かつ適切な医療についての十分な治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は、感染者等が置か た、感染者等が主治医以外の医師の意見を聞き、 際には、感染者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。 に関する説明を行い、感染者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。 説明を行い、当該感染者等の理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、 治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は、 自らの意思決定に役立てることも重要である。 感染者等が置 医療を提

七 人材の育成及び活用

中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院のHIV診療の質の向上を図るため、ACC、地方ブロッ 護師、医療ソーシャルワーカー等を配置できるよう、研修を強化することも重要である。 ク拠点病院等による出張研修等により、効果的な研修となるよう支援することが重要である。ま とが必要である。国及び都道府県等は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、 適切に接することができる人材を育成することが重要であり、ACCがその中心的役割を担うこ 研修を受けることに加え、それぞれの感染者等がもつ様々な性質、特徴、背景等について理解し、 医療従事者が、感染者等に良質かつ適切な医療を提供するためには、HIVに関する教育及び - 地方ブロック拠点病院だけではなく、中核拠点病院においてもコーディネーションを担う看

第五 研究開発の推進 基本的考え方

果を定期的に確認することが重要である。 されるべきであり、研究の方向性を検討する際には、発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成 を行っていくべきである。特に、各種指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮 を充実していくため、感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究 国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、感染者等への良質かつ適切な医療の提供等

び研究者の安定した研究継続のための環境整備を支援していく必要がある。 また、国は、長期的展望に立ち、継続性のある研究を推進するとともに、若手研究者の育成及

医薬品等の研究開発

そのためにも、関係各方面の若手の研究者の参入を促すことが重要である。 いては戦略的に設定することが重要である。この場合、研究環境を充実させることが前提であり、 療を活用した治療法、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標につ 国及び国立健康危機管理研究機構は、ワクチン、HIV根治療法、抗HIV薬並びにゲノム医 また、PrEPはHIV感染症・エイズの予防及びまん延の防止の有用な手段の一つであり、

と連携しながら研究を推進し、 国内でも対象薬が予防投与の薬事承認を受けた。 したがって、我が国においても対象者が適切にPrEPを使用できるよう、引き続き関係機関 その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必

研究結果の評価及び公開

に評価するとともに公開し、幅広く感染者等からの意見を聞き、参考とすべきである. 国は、研究の充実を図るため、各種調査研究の結果については、学識者により客観的かつ的

国際的な連携 基本的考え方

を推進し、日本のHIV対策に活かしていくことが重要である。 大し、感染の予防、治療法の開発、感染者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流 国及び国立健康危機管理研究機構は、政府間、 研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡

国際的な感染拡大の抑制への貢献

ンド)等への支援、 国は、世界保健機関、UNAIDS、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファ 日本独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進

国内施策のための諸外国等との協力

積極的な国際協力を進めることが重要である。 重要であることから、日本と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し、外務省と連携を図りながら つつ収集する。また、諸外国における感染の拡大の抑制や感染者等に対する適切な医療の提供が 厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携し

施策の評価及び関係機関との連携

第七

染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めているため、その改目標の将来的な達成を目指す。特に我が国においては、現在エイズを発症した状態でHIVの感 でのHIV流行終息に向けたUNAIDSの国際的な目標を受けて、ケアカスケードの95-95-95 をなくす」ことを念頭に、具体的な目標を設定する必要がある。その端緒として、二〇三〇年ま エイズ対策を総合的に推進するとともに、我が国は、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死

を行うことで、本指針の改正に資する評価が可能になるよう努める必要がある。 善に向けて、各種施策に取り組む。 継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリング

を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価するよう努める必要がある。 また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用し、地域の実情に応じて、 エイズ施策の目標等

用し、同様に努める必要がある。 保健所を設置する市及び特別区においても、都道府県が作成する計画を踏まえた予防計画を活

医療機関、研究班、NGO等との連携が重要である。 さらに、 国及び都道府県等が総合的なエイズ対策の実施やモニタリングをするに当たっては、

具体的な評価

要がある。評価においては、都道府県等、 Aが重要である。 国や都道府県等が実施するエイズ施策について、モニタリングを行い、 医療関係者、NGO等の関係者の関与に加え、GIP 評価等を行う必

提案していくことが必要である。 結果を定期的に情報提供するとともに、関係者間の意見交換を踏まえた改善策を検討し、

地域の実情及び施策の性質等に応じて、 県等の施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるが、 発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情 かつ計画的に偏りなく進めるため、①HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓 基づいて、予防計画等を策定すべきである。予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的 に応じて施策目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価することが重要である。都道府 さらに、都道府県等は、ブロック拠点病院等と連携して把握した地域の感染者等の疫学情報に 定性的な目標を設定することも考えられる。

関係機関との連携

施するべく、 施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、 厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている 関係省庁及び地方公共団体の連携をより一層進める必要がある。 総合的なエイズ対策を実